

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年四月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年四月十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県坂戸市大字栄三百三十六番五及び大字塚越字大西ノ谷千四百四十五番二
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十五・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇